

＜那珂川等 8 水系の河川整備基本方針の概要＞

平成 9 年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事实施基本計画のみに代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分した。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めている。

今回策定した 8 水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示している。治水計画の基本となるべき事項として、目標とする洪水の流量である基本高水のピーク流量（計画の基本となる洪水の流量）、計画高水流量（河道での分担流量）を、那珂川、網走川、矢作川、天神川、重信川の 5 水系については、最新の流量データ等も加えてその内容を検証した結果、既定計画と同様とすることとしている。那賀川、松浦川、千代川の 3 水系については、基本高水のピーク流量は、既定の計画と同様としているが、下流の河道の特性を踏まえ、できる限り河道での流下量を増やすこととし、下流河道流を増加させた。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、網走川、千代川、天神川、重信川については、既定計画では定められていなかったものを新たな検討を行い記載している。また、松浦川、那賀川については利水の現況、動植物の保護等を考慮し改定を行う。さらに、那珂川、矢作川については最新データも加えてその内容を検証し、既定計画を踏襲している。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html>

【社会資本整備審議会河川分科会について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/index.html>

8 水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりである。

●那珂川（流域面積：3, 270km²、幹線流路延長：150km）

那珂川は、その源を福島県と栃木県の境界に位置する那須岳に（標高 1,917m）発し、栃木県内の那須野ヶ原を南東から南に流れ、八溝山地を東流した後、茨城県に入り、平

野部で南東に流れを変え太平洋に注ぐ。

那珂川の上流部は多くの河川により扇状地が重なり、中流部には狭窄部が形成され洪水が湛水しやすい地形で、下流部は県庁所在地である水戸市をはじめ人口や資産が集積している。戦後最大規模であった昭和 61 年 8 月洪水では下流部の水戸市を中心に甚大な被害が発生、平成 10 年 8 月には那須地区を中心とした上流部に降雨が集中したことにより上流部の支川では大きな被害が集中した。

このような状況を踏まえて、本川及び支川の整備にあたっては、流域における被害最小化の観点から本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を図っていく。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水資源開発施設の整備による供給を行うとともに、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進する。河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と那珂川との関わりを考慮しつつ、那珂川の良好な河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物が生息・生育する那珂川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点野口で $8,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道と洪水調節施設への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、 $6,600\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とした。

●那賀川 (流域面積：874 km^2 、幹線流路延長：125 km)

那賀川はその源を徳島県那賀郡の剣山山系ジロウギユウ(標高1,929 m)に発し、徳島、高知両県の県境山地の東麓に沿って南下した後東に流れ、阿南市上大野において那賀川平野に出て、派川那賀川を分派し紀伊水道に注ぐ。

那賀川は、日本有数の多雨地帯である徳島県南部に位置する急流河川で、徳島県県南の主要都市である阿南市を有する。下流平野部の河道は交互砂州の発達による局所洗掘及び無堤地区の氾濫等に被害が頻繁に発生している。河川改修にあたっては、良好な自然環境に配慮したうえで無堤部対策を実施するほか、局所洗掘、漏水などに対する堤防強化を進める。さらに、水系全体の治水対策を実施するにあたっては既存洪水調節施設の有効活用を積極的に進める。

また、毎年のように取水制限等の渇水調整が行われている状況に対しては関係機関と

調整しながら、既存施設の有効活用等により水資源を確保するなど、適切な対応を行う。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点古庄で $11,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道と洪水調節施設への配分については、工事実施基本計画でそれぞれ $9,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $2,200\text{m}^3/\text{s}$ としていたが、下流河道の特性を踏まえ、できる限り河道で分担するよう検討し、河道流量を $300\text{m}^3/\text{s}$ 増加させ、それぞれ $9,300\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とした。

●松浦川 (流域面積： 446km^2 、幹線流路延長： 47km)

松浦川は、その源を佐賀県武雄市山内町青螺山(標高 599m)に発し、丘陵地に囲まれた平地を貫流し、厳木川を合わせ、下流平野部に出て徳須恵川を合わせた後、唐津市中心市街地を貫流し、玄界灘に注ぐ。

人口・資産が集積する唐津市中心市街地を貫流することから、ひとたび氾濫すると大規模な被害が発生する特性をもつ。このため、沿川地域を洪水から防御するため、既設厳木ダムによる洪水調節を行うとともに、堤防の新設、拡築、河道掘削等の必要な対策を行うことにより、計画規模の洪水を安全に流下させることとし、特に河口部においては、洪水の安全な流下に必要な河積が保持されるよう土砂動態についてモニタリングを継続的に実施することにより、適切な維持管理を実施する。

また、松浦川と流域の人々との歴史的文化的なつながりを踏まえ、松浦川が織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進するとともに、アザメの瀬において氾濫原における湿地の再生に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点松浦橋で $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道と洪水調節施設への配分については、工事実施基本計画でそれぞれ $3,400\text{m}^3/\text{s}$ 、 $400\text{m}^3/\text{s}$ としていたが、工事実施基本計画策定以降の河床低下により河積が増大したことを考慮し、工事実施基本計画より、河道流量を $100\text{m}^3/\text{s}$ 増加させ、それぞれ

3,500m³/s、300m³/sとした。

●網走川（流域面積：1,380km²、幹線流路延長：115km）

網走川は、その源を阿寒山系の阿幌岳（標高978m）に発し、山間部を流下し、平野部を流れながら美幌町を貫流し、大空町において網走湖に至り、網走市街地を経てオホーツク海に注ぐ。

網走川は、平成4年9月洪水で大きな被害を受けた他、平成13年9月洪水では、網走湖の水位が既往最高水位を記録するとともに、洪水継続時間が234時間に及び漏水による堤防決壊の危険が生じた。また国定公園に指定されている網走湖は、豊かな自然環境に恵まれており、網走湖を中心にワカサギやシジミ、スジエビなどを対象にした漁業が行われているが、アオコその他、青潮が頻繁に発生し、漁業資源などに影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、災害の発生の防止として、良好な河川環境の保全にも配慮しながら河道掘削、堤防の拡築等の対策を実施するとともに、網走湖においてアオコや青潮の発生頻度の低減など水環境を改善するための対策を関係機関や地域住民との連携を密にしつつ、流域一体となって取り組んでいく方針とした。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点美幌で1,200m³/sとし、すべてを河道へ配分することとした。

●矢作川（流域面積：1,830km²、幹線流路延長：118km）

矢作川は、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高1,908m）に発し、愛知県、岐阜県境の山岳地帯を貫流し、平野部で巴川、乙川と併せて、その後矢作古川を分派して三河湾に注ぐ。

平成12年9月の東海（恵南）豪雨による洪水は観測史上最大流量6,200m³/sを記録し、中流部の豊田市を中心に浸水面積1,798ha、被災家屋2,801棟となる甚大な被害が発生した。また、矢作ダム上流域では、土砂崩壊に伴う流木の流下による被害が顕著であった。

このような状況に鑑み、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、関係機関と調整しながら既存施設の有効活用を図るとと

もに、洪水調節施設を整備する。また、矢作川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築、河道掘削等により河積を増大させるとともに、堤防漏水等に対応するため漏水対策や堤防強化を図り、計画規模の洪水を安全に流下させる。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、新たな水資源開発を行うとともに、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点岩津で $8,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道と洪水調節施設への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、 $6,400\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とした。

●千代川 (流域面積：1,190 km^2 、幹線流路延長：52km)

千代川は、鳥取県東部の日本海側に位置し、その源を鳥取県八頭郡智頭町の沖ノ山(標高1,319m)に発し、鳥取市で佐治川、八東川、袋川等の支川を合わせて鳥取平野を北流し日本海に注ぐ河川である。

その流域は、標高1,200~1,500m級の山地に三方向から取り囲まれているため、洪水は一気に流出し、過去より現在も甚大な被害が発生している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水氾濫による被害から防御するため、洪水調節施設の整備及び、千代川の豊かな自然環境に配慮しながら堤防の新設、拡幅、河道掘削により河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。

用瀬の流しびな、和奈見の枕状溶岩、アユ釣り等の千代川流域の文化・自然環境の特徴を踏まえ、千代川の良い河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物が生息・生育する千代川の豊かな自然環境を次代に引き継ぐように努める。このため、アユなど回遊性魚類の遡上降下環境の確保、産卵床の可能な限りの保全に務める。さらに、瀬、淵が交互に連続する現状の河床形態については、治水面との調和を図りつつ、可能な限り保全に務める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点行徳で $6,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道と洪水調節施設への配分については、工事实施基本計画でそれぞれ $5,500\text{m}^3/\text{s}$ 、 $800\text{m}^3/\text{s}$ としていたが、下流部の河道において最大限流下させうる流量を検討するとともに、上流部における洪水調節施設の計画を見直し、河道流量を $200\text{m}^3/\text{s}$ 増加させ、それぞれ $5,700\text{m}^3/\text{s}$ 、 $600\text{m}^3/\text{s}$ とした。

●天神川（流域面積： 490km^2 、幹線流路延長 32km ）

天神川は鳥取県と岡山県の境界に位置する津黒山($1,118\text{m}$)に発し、中流部付近の倉吉市において流域を2分する本川天神川と支川小鴨川が合流し、日本海に注ぐ河川である。

天神川の流域では、昭和9年の室戸台風における洪水により、流域全体に甚大な被害を受けている。沿川地域を洪水氾濫による被害から防御するため、流出土砂が多い急流河川であることを踏まえ、砂防事業による土砂流出の調節と併せ、天神川の自然豊かな自然環境を配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等により河積を増大させる。また、あわせて、急流河川であるため、洗掘による破堤を防止する対策を実施する。

天神川の良い河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、コアジサシの産卵場となっている河口砂州の確保と治水との調和に努めるとともに、水鳥の休息場となる水面を保全する。水際と緑の連続性を確保することにより、カジカガエル等の動植物の生息・生育環境の保全・向上に努める。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事实施基本計画と同様に基準点小田で $3,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、すべてを河道へ配分することとした。

●重信川（流域面積： 445km^2 ）

重信川は、その源を愛媛県東温市の東三方ヶ森（標高 $1,233\text{m}$ ）に発し、東温市山之内を南に流れ、東温市吉久において西に向きを変え道後平野に出て伊予灘に注ぐ。

重信川は、上流域が急峻な山地に囲まれ、土砂流出が多く、中流域は扇状地である道後平野が広がり、下流域は松山市を中心とする市街地が広がっていることなどから、過去に大規模な水害による被害が発生している。

沿川地域を洪水から防御するため、流出土砂が多い急流河川であることを踏まえ、自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等を実施し、計画規模の洪水を安

全に流下させる。特に、急流河川であることより引き起こされる洗掘や侵食から洪水氾濫を防ぐため、護岸の整備等の対策を行う。さらに地域住民や関係機関と連携しながら、良好な自然環境となっている泉や湿地などを保全・再生し、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準点出合で $3,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道と洪水調節施設への配分についても工事実施基本計画と同様にそれぞれ、 $3,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $300\text{m}^3/\text{s}$ とした。

(参考)

○河川法(昭和39年法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)